

海技免状及び小型船舶操縦免許証を滅失再交付するために必要な「本人の確認を行うことができる書類」について

海技免状及び小型船舶操縦免許証は、船舶の航行の安全を図るために、免許を受有していることを証明するとともに、各法令等により、運転免許証、旅券等と並び、身分を証明するに足りる文書としても位置付けられていることから、その交付にあたっては、申請者が架空の人物でないこと（実在性）及び他人への成りすましでないこと（同一性）を適確に確認する必要があります。

つきましては、船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領（平成15年5月29日付け国海資第91号）第15条第2号、第26条第2号及び第27条第2号並びに海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新及び失効再交付に関する事務取扱要領（平成15年5月29日付け国海資第92号）第一1(3)ア-2②及びイ-3②における「本人の確認を行うことができる書類」は、平成22年8月より、下記のとおりとしています。

記

① 次に掲げる書類のうち1点のみで、本人の確認を行うことができるもの

- ・ 旅券
- ・ 運転免許証
- ・ 船員手帳
- ・ 海技免状（失効しているものであって、氏名、生年月日及び本籍に変更がなく、かつ写真に本人の確認を行うことが困難な程度の変化がないものを含む。）
- ・ 小型船舶操縦免許証（失効しているものであって、氏名、生年月日、本籍及び住所に変更がなく、かつ写真に本人の確認を行うことが困難な程度の変化がないものを含む。）
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 宅地建物取引主任者証
- ・ 第一種電気工事士免状
- ・ 無線従事者免許証
- ・ 認定電気工事従事者認定証
- ・ 特種電気工事資格者認定証
- ・ 耐空検査員の証
- ・ 航空従事者技能証明書
- ・ 運航管理者技能検定合格証明書
- ・ 動力車操縦者運転免許証
- ・ 写真付き住民基本台帳カード
- ・ 写真付き身体障害者手帳（シールプレス加工又は保護シート等により写真貼替え防止がなされているもの）

- ・ 官公庁職員の写真付き身分証明書（シールプレス加工又は保護シート等により写真貼替え防止がなされているもの）
- ・ 外国人登録証明書

② 次に掲げる書類のうち2点をもって、本人の確認を行うことのできるもの

※ ①によっては確認を行うことができないとき

- ・ 健康保険の被保険者証
- ・ 国民健康保険の被保険者証
- ・ 船員保険の被保険者証
- ・ 共済組合員証
- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ 介護保険の被保険者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 国民年金に係る年金証書
- ・ 厚生年金保険に係る年金証書
- ・ 船員保険に係る年金証書
- ・ 共済年金の証書
- ・ 印鑑登録証明書（3月以内発行のもの）及び登録印鑑

③ ②に掲げる書類のうち1点及び次に掲げる書類のうち1点をもって、本人の確認を行うことのできるもの

※ ②によっても確認を行うことができないとき

- ・ 写真付きの学生証、社員証又は職員証等の身分証明書（氏名並びに住所又は生年月日の記載があるもの。①に掲げるものを除く。）
- ・ 第二種電気工事士免状、教習資格認定書、警備業務検定合格証明書、調理士免許証、運転経歴証明書、労働安全衛生法による免許証その他の公の機関が発行する写真付きの資格証明書等（①に掲げるものを除く。）
- ・ 恩給等の証書、雇用保険被保険者証その他の公的給付に係る証書等（②に掲げるものを除く。）
- ・ 写真付きの身体障害者手帳（シールプレス加工又は保護シート等により写真貼替え防止がなされていないもの）
- ・ 在学証明書（3月以内発行のもの）
- ・ 源泉徴収票（直近のもの）
- ・ 納税証明書（直近のものであって、3月以内発行のもの）
- ・ 非課税証明書（直近のものであって、3月以内発行のもの）

以上

本件に関するお問合せは
神戸運輸監理部 海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課 海技資格係
TEL 078-321-7053
FAX 078-321-7028